

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第79号

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「別表第1の1企業職給料表第1」を「別表第1の1企業職給料表」に改め、同条第8号中「別表第1の2企業職給料表第2」を「別表第1の2土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表」に改める。

第11条第5号中「別表第1の1企業職給料表第1」を「別表第1の1企業職給料表」に改め、同条第6号中「別表第1の2企業職給料表第2」を「別表第1の2土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)